○筑波大学研究生細則

（平成１７年７月２１日
法人細則第２５号）

改正　平成１７年法人細則第３７号
平成１９年法人細則第１１号
平成２０年法人細則第　２号
平成２３年法人細則第２９号
令和　元年法人細則第１３号
令和　６年法人細則第２８号
令和　７年法人細則第　３号

筑波大学研究生細則

（趣旨）

第１条　この法人細則は、筑波大学学群学則（平成１６年法人規則第１０号。第１５条において「学群学則」という。）第７０条第２項及び筑波大学大学院学則（平成１６年法人規則第１１号。第１５条において「大学院学則」という。）第７６条第２項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学の時期）

第２条　研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

２　前項に定めるもののほか、外国人研究生の入学の時期にあっては、１２月１日とすることができる。

（入学資格）

第３条　学群の研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

２　大学院の研究生として入学できる者は、原則として、修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

３　前２項に定めるもののほか、外国人研究生の入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

（入学の出願に係る書類）

第４条　学群又は大学院の研究生となることを志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の方法により、筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程（平成１７年法人規程第３４号。以下「授業料等規程」という。）第２条第１項及び第２項に規定する額の検定料を納付の上、入学志願票に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。ただし、授業料等規程第３条に規定する場合に該当するときは、検定料の納付を要しない。

(1)　研究生指導教員内諾書

(2)　最終出身学校の卒業（見込み）又は修了（見込み）証明書及び成績証明書

(3)　その他学群又は学術院（以下「学群等」という。）において選考上必要とするもの

（選考方法）
第５条　志願者の選考は、書類審査その他の学群等の定める方法により行うものとする。

（選考手続）
第６条　選考手続は、次のとおりとする。
(1)　学群等は、前条に規定する選考を実施し、判定資料を作成する。
(2)　人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、学術院にあっては学術院運営委員会（次条において「教育会議等」という。）が、前号の判定資料により合否についての原案を審議する。
(3)　学群長及び学術院長（第８条において「学群長等」という。）は、前号の審議の結果を学長に報告する。

（選考委員会の設置）
第７条　教育会議等は、前条第２号に規定する合否についての原案に係る審議を行わせるため、別に定めるところにより、教育会議等に代えて、それぞれ入学者の選考委員会を設置することができる。

（合否決定等）
第８条　学長は、第６条第３号に規定する学群長等の報告に基づき合否を決定し、その結果を志願者に文書をもって通知する。

（入学手続及び入学許可）
第９条　前条の合格の通知を受けた者であって学群又は大学院の研究生として入学を希望するものは、所定の期日までに、授業料等規程第２条第１項及び第２項に規定する額の入学料及び授業料を納付し、かつ、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、授業料等規程第４条の規定により準用する同規程第３条に規定する場合（授業料にあっては、同条第３号及び第４号の場合を除く。）に該当するときは、入学料及び授業料の納付を要しない。
(1)　卒業（修了）証明書（卒業（修了）見込みで出願した者に限る。）
(2)　誓約書
(3)　研究生記録
(4)　その他学群等において必要とするもの
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（研究期間等）
第１０条　研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、通算２年の範囲内で許可を得て、この期間を延長することができる。
２　前項ただし書の規定により研究期間の延長を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。
(1)　研究生研究期間延長願
(2)　研究生記録
(3)　その他学群等において必要とするもの

（指導教員等）
第１１条　研究生には、その研究課題に応じて、学長が、指導教員を指定する。
２　研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。
３　研究生は、指導教員及び各施設管理責任者の承認を得て、国立大学法人筑波大学の諸施設及び諸設備を使用することができる。
４　研究生は、単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

（研究の修了）
第１２条　研究生がその研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を、指導教員を経由して、学長に提出しなければならない。
２　研究修了者に対しては、本人の請求により、証明書を交付する。

（費用の負担）
第１３条　実験及び実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

（法人規則等の遵守）
第１４条　研究生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（次条において「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

（その他）
第１５条　研究生については、この法人細則に定めるもののほか、必要な事項については、学群学則、大学院学則その他法人規則等の規定を準用する。

附　則
１　この法人細則は、平成１７年７月２１日から施行する。
２　この法人細則の施行の際現に在籍する研究生は、この法人細則の規定により入学したものとみなす。

附　則（平１７．１１．１７法人細則３７号）
この法人細則は、平成１７年１１月１７日から施行する。

附　則（平１９．３．２７法人細則１１号）
１　この法人細則は、平成１９年４月１日から施行する。
２　この法人細則の施行の日の前日に第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群に在籍する研究生が研究期間を延長する場合については、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学研究生細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平２０．３．２７法人細則２号）
この法人細則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２３．９．２９法人細則２９号）

この法人細則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（令元．１２．２６法人細則１３号）

（施行期日）

１　この法人細則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第１５号）附則第３条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第４条１項第５号及び第６条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令６．５．３０法人細則２８号）

この法人細則は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令７．２．２７法人細則３号）

この法人細則は、令和７年２月２７日から施行する。